第四十二条の十三第七項中「第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する」を削り、同条第九項中「第六項第一号イ及びロに掲げる金額」を「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」に、「同号」を「第六項第一号」に改める。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第四十四条の四　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　　号）第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

二　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第一項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産の実施計画に記載された同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該基盤確立事業用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「法人が、」を「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち」に、「次の表の各号の第一欄」を「当該各号の第二欄」に、「地区又は地域内」を「区域内」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「各号の第三欄」を「各号の第四欄」に、「（同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち」を「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（」に、「除き、同表の第一号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」を「除く」に、「（一の生産等設備を構成する工業用機械等」を「（一の生産等設備を構成するもの」に改め、「同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては」及び「、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、それぞれ」を削り、「それぞれ二十億円又は十億円」を「二十億円」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事業者	区域	事業	資産	割合
一　沖縄振興特別措置法第三十六条に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の三十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）
二　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその他政令で定める建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）
三　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）

第四十五条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「政令で定める中小規模法人（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を「中小規模法人」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める事業（以下この項において「旅館業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下第四項までにおいて同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。次項において「中小規模法人」という。）以外